

湖南省モニター広告事業企画提案募集 仕様書

1 趣旨及び事業の概要

湖南省では、市有財産への民間企業等の広告の掲載を通じて、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として広告事業を実施しています。

この広告事業の一環として、市施設内へ市政情報及び広告映像を放映するためのモニター（周辺機器を含む。以下、「モニター広告」）を設置・運用する事業者を募集します。

事業の概要としては、市の3施設にモニター（液晶ディスプレイ等）を設置し、市政情報及び広告映像を放映する事業です。事業者には、貸付料（広告料含む）を市に納付していただきます。また、事業者には、事業の実施に係る費用（モニターの製作、設置、撤去、電気使用料、広告主の募集等）を全て負担していただきます。

2 事業の内容

（1）設置場所及び設置台数

設置場所	台数	所在地
①市役所東庁舎市民課待合ロビー	1台	湖南省中央一丁目1番地
②保健センター	1台	湖南省夏見588番地
③十二坊温泉ゆらら風除室	1台	湖南省岩根678番地28十二坊の森内

ア 事業者は、事業の実施に伴い、貸付料（広告料含む）、電気使用料を市に納付していただきます。

イ モニターの設置場所等の詳細は、協議のうえ決定するものとします。

ウ モニター広告の情報を掲載したパンフレット台を設置することができます（設置場所等については協議のうえ決定します）。

（2）契約期間

令和8年12月1日から令和11年3月31日

なお、契約期間内において、庁舎の改修等で設置期間及び設置場所を変更する必要がある場合は、市と協議のうえ決定します。

（3）モニターの仕様

ア 市役所東庁舎市民課待合ロビー等に設置する広告モニターの表示部分は、32インチ以上50インチ以下とし、モニターのサイズ、設置方法等については協議のうえ決定するものとします。

イ 市民課待合ロビー等に設置する広告モニターは薄型で場所をとらないもので、かつ、安全に配慮したものとします。

ウ タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であるも

のとします。

オ その他仕様については、協議のうえ決定することとします。

(4) モニターの費用等

ア モニターの製作・設置・撤去、広告主の募集、市政情報及び広告映像の製作・更新・運用管理に係る費用は、事業者の負担とします。

イ 設置事業者は民間事業者等の広告で得られる広告料のうち、申込時に提案した金額をモニターの貸付料（広告料含む）として湖南省に納付することとする。

ウ 設置事業者は、湖南省が発行する納入通知書により、指定する期日までに貸付料（広告料含む）及び電気使用料を支払うものとする。

(5) 広告主の募集

広告モニターの広告主の募集は、事業者において行うこととします。

(6) 市政情報及び広告映像の放映等

ア 放映時間は、市役所（東庁舎・保健センター）開庁日の午前9時から午後4時45分までとする。ただし、十二坊温泉ゆらは営業時間内とします。

イ 放映する広告映像の内容等については、湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱及び湖南省広告掲載基準等を遵守していただきます。また、広告内容について、放映前に市の了解を得ていただきます。

ウ 放映回数、回転数、管理等については、協議のうえ決定することとします。

エ モニターから発する音量は、市の業務に支障のないことを条件とします。

オ 放映枠の中で、必ず市政情報を放映していただきます。

(7) その他

ア 設置事業者は契約締結後、モニターの仕様、施工方法について改めて市と協議し、市の承諾を得た上でモニターの設置を行うこと。

イ 掲出期間内であっても、施設のレイアウト変更等により、やむを得ず本事業の一部又は全部を中止する場合があります。

ウ 設置場所及び設置台数、その他の機材については、協議のうえ変更及び追加する場合があります。

エ モニターの設置にあたっては、転倒、落下しないよう安全かつ確実に設置してください。万一、事故等が発生した場合は、事業者が責任をもって対応することとします。

オ 市は、モニター広告の放映期間中に広告主の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合は、放映を中止することができるものとします。

カ 事業者の責めに帰する理由に基づきモニターを撤去することになった場合には、事業者の負担において市施設の原状回復を行うものとします。

キ 映像機器及び広告映像に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、事業

者の責任及び負担において解決するものとします。

- ク 故障等が生じた場合は、事業者の負担において速やかに修繕等の対応をするものとします。
- ケ 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と設置事業者が協議の上決定するものとする。